令和７年度航空機に係る固定資産申告に当たっての留意事項

１　提出期限　　令和７年１月３１日（金）

２　提出先　　〒100-8926　東京都千代田区霞が関２丁目１番２号　　総務省自治税務局固定資産税課償却資産係

メール　syokyaku@soumu.go.jp

※原則データ（Excel等）による提出をお願いいたします。
（データ量が多く送付困難である場合には個別にご相談ください。）
（持込みを希望される場合は、必ず事前に連絡をしてください。）

３　提出すべき書類（各１部）

（１）固定資産申告書　（別紙様式による）※押印不要

（２）同付属表

ア　種類別明細書　（付属表１の様式による）

イ　寄航回数等に関する調　（付属表２の様式による）

ウ　共有者に関する調　（付属表３の様式による）

Excelの申告書様式が必要である場合には、上記メールまでご相談ください。

（３）参考資料

ア　法人税申告書及び同明細書の写し等
（法人税法施行規則別表13(1)、同表13(2)、同表16(1)、同表16(2)、同表16(5)、同表16(8)及び特別償却の付表）
令和７年１月１日以前の直近に終了した１事業年度分
（事業年度が６か月である場合には２事業年度分）
に係るもの

イ　事業報告書

ウ　航空機の運航表　令和６年１月１日から令和６年12月31日までの期間に係るもの

エ　５の(6)に掲げる書類等

オ　申告対象航空機一覧（今回同封したものを適宜修正したもの）　記載内容（昨年度対象となったもの）に修正すべき箇所がない場合も提出すること。
※予備エンジン、部品等のみの所有の場合は同封していない。

カ　令和７年度　固定資産（償却資産）の申告概要について　※送付があった事業者に限る。

４　固定資産申告書及び同付属表の提出に関する注意事項

（１）用紙はＡ４版とし、紙質はペン書に適し、かつ、保管に耐えるものを使用すること。（紙で提出される場合）

（２）固定資産申告書及び同付属表は、様式に従い「５　固定資産申告書及び同付属表の記載要領」に示すところによって作成し、順序に従って編てつすること。

5　固定資産申告書及び同付属表の記載要領

（１）一般的事項について

ア　固定資産申告書及び同付属表は、令和７年１月１日現在において所有する航空機について作成すること。

イ　固定資産申告書及び同付属表中「※」印の欄は、申告者において記載することを要しない。

ウ　価額等の算出過程において円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てること。

エ　申告書は所有者ごと（同封の「申告対象航空機一覧」の申告IDごと）に調製すること。例えば、Ａ社とＢ社の共有資産とＡ社とＣ社の共有資産がある場合は、別々に申告書を調製すること。

（２）「固定資産申告書」について

「法人番号」の欄には、国税庁長官から通知のあった13桁の法人番号を記載すること。

ア　「航空機の型式」の欄には、航空法第3条の規定により航空機登録原簿に登録されている航空機の型式別に記載すること。

イ　「価額」の欄には付属表１の「価額（へ）」の欄の額を、航空機の型式別に合計して記載すること。

ウ　「所有者の名称」の欄には、航空機登録原簿に登録されている所有者（地方税法第342条第3項の規定により共有とみなされる資産の買主を含む。）を記入すること。所有者が複数である場合（いわゆる共有である場合）には、〇〇外××名と記載すること。

（３）「付属表１　種類別明細書」について

ア　この表は、航空機１機ごとに区分して記載することとし、航空機の型式別に小計を付すること。

イ　航空機の改良のために支出した金額（いわゆる改良費）がある場合には、その改良が加えられたことにより増価した部分の評価は、その改良を加えられた本体部の評価と区分して行うこととなっているので、改良費の金額はその改良が加えられた本体部とは区分して記載すること。

ウ　「航空機の型式」及び「登録記号」の欄には、航空法第3条の規定により航空機登録原簿に登録されている航空機の型式及び登録記号を記載すること。

エ　「証明書等交付年月日」の欄には、航空機を事業の用に供するために必要な許認可書（航空法第10条の規定による耐空証明書等）の交付年月日を記載すること。

オ　「耐用年数」の欄には、その航空機の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」という。）別表第１に掲げる耐用年数（平成２年３月31日以前に事業の用に供した航空機にあっては、従前の耐用年数）を記載すること。ただし、法人税法施行令第57条第１項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあってはその承認を受けた耐用年数を、耐用年数の全部又は一部を経過した航空機で耐用年数省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数によるものにあってはその耐用年数を記載すること。

カ　「取得価額（イ）」の欄には、航空機を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額（航空機の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、その他航空機をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。）を記載するものであるが、具体的には、原則として法人税法及びこれに基づく命令による所得の計算上その航空機の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によって算定したものを記載すること。

　なお、取得価額の算定に当たっては、法人税法第42条から第50条までの規定（圧縮記帳）により、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額は、航空機の取得価額に含めること。また、共有資産については持分ではなく、共有資産全体の取得価額を記入すること。

キ　「前年度の価額（ロ）」の欄には、その航空機に係る令和６年度の固定資産申告書付属表１の「価額（へ）」の欄の額をそのまま記載すること。

ク　「減価残存率（ホ）」の欄には、その航空機の耐用年数に応ずる「減価残存率表」（別添）の率を記載すること。

ケ　リース機の場合は、備考欄に運航会社名を記入すること。

コ　中古資産の場合は、備考欄に前所有者（移転が複数回にわたる場合は当初所有者）における運航初日の年月日を記入すること。

（４）「付属表２　寄航回数等に関する調」について

ア　この表には、航空機が就航している定期航空路において寄航する飛行場（その航空機が水上に離着水する場合にあっては、その水上の場所を含む。以下同じ。）ごとの寄航回数を記載すること。なお、航空機を賃貸している場合であっても、航空機の所有者が必ず提出すること。

イ　「寄航回数」の欄には、航空機の型式ごとに、令和６年１月１日から令和６年12月31日までの間において用いられた運航表に基づいて算定された寄航回数を記載すること。

ウ　令和６年１月１日から令和６年12月31日までの中途において運航表の内容に変更があった場合においてはその変更前及び変更後の運航表が用いられたそれぞれの期間に応じて寄航回数を算定すること。

エ　台風等により臨時に寄航したような場合は、寄航回数に含めないこと。

（５）「付属表３　共有者に関する調」について

この表は航空機が共有資産である場合に記載することとし、航空機登録原簿に登録されている共有者をもれなく記載すること。共有者には地方税法第342条第3項の規定により共有とみなされる資産の買主を含むものとし、この場合は航空機登録原簿に登録されている共有者との区別が判るよう備考欄に記載すること（買主のみを記載することのないよう注意すること）。

（６）課税標準の特例の適用について

以下の課税標準の特例の適用を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

ア　地方税法第349条の３第７項（国際路線用航空機の特例）の適用を受けようとする者は、前年中の国際路線に就航した時間の全就航時間に対する割合に関する資料（様式任意）。

イ　地方税法第349条の３第８項（離島航路用航空機の特例）の適用を受けようとする者は、前年中の離島路線に就航した時間の全就航時間に対する割合に関する資料（様式任意）、及び最大離陸重量を証明する書類。

ウ　地方税法附則第15条第３項（新造航空機の特例）の適用を受けようとする者は、５の(3)のエに掲げる許認可書の写し等。

エ　ウのうち最大離陸重量200ｔ未満の航空機として特例の適用を受けようとする者は、最大離陸重量を証明する書類。